

第3回 定時株主総会招集ご通知

証券コード：9248



開催情報

開催
日時

2024年12月24日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都中央区勝どき1丁目13番1号
イヌイビル・カチドキ5階
当社 大会議室
(後記に案内図を掲載いたしております。)

議 決 権
行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	37

当日ご出席の株主様への記念品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一人ひとりが夢をカタチにしていく。
そんな社会を創ります。

株主の皆様へ



人・夢・技術グループ株式会社

人が夢を持って暮らせる社会の創造に
邁進していきます。



株主の皆様におかれましては、日頃より当社グループの事業活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2024年9月9日に特別調査委員会設置のお知らせとしてホームページでお知らせしたとおり、不適切な会計処理に関しての第三者による調査を行ってまいりました。本件におきましては、株主の皆様をはじめ多くの方に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。特別調査委員会からのご指摘を踏まえ、再発防止に向けてさらなるコンプライアンス重視の運営を行ってまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、人・夢・技術グループ第3期は、中期経営計画「持続成長プラン2025」の2年目にあたり、足場固めの1年とする方針のもと、グループ企業各社に統一的な基幹システム導入し、経営情報の一元管理と経営判断の迅速化、業務効率化を図ってまいりました。業績面では、増収減益という結果となりました。これは、社内DX推進等のIT投資、働き方改革、賃金3%以上アップ等の人的投資の強化などが要因です。しかし、第3期の受注額は前期比約15%増を達成しており、第4期は増収増益の見通しでございます。事業の取組面では、再生可能エネルギーとして注目されている洋上風力発電の分野、量子コンピューターの分野への取組みを進めております。また、当社グループで策定した「健康経営宣言」に基づく社員の健康維持、「カーボンニュートラル宣言」に基づく、気候変動問題への対応も推進しております。

人・夢・技術グループは、今後も、技術力を研鑽し、効率的な事業遂行を行いながら、人が夢を持って暮らせる社会づくりに貢献してまいります。

株主の皆様には、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

人・夢・技術グループ株式会社
代表取締役社長

永谷 泰司

証券コード9248

2024年12月9日

(電子提供措置の開始日2024年12月2日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号



人・夢・技術グループ株式会社

代表取締役社長 永 治 泰 司

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.pdt-g.co.jp/ir/library/shareholder.html>

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所のウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月23日（月曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 イヌイビル・カチドキ5階 当社 大会議室
（開催場所が昨年と異なりますので、後記の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第3期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |

以 上

-
- ◎議決権行使書面において、議案に対する賛否の記入がないときは、賛の意思表示があったものとして取り扱います。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
 - ◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された後に株主総会にご出席される場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご注意ください。
 - ◎なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。下記の事項は、監査報告を作成するに際し監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制について

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

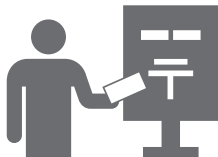
会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

議決権行使方法のご案内

書面による議決権行使



行使期限

**2024年12月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限

**2024年12月23日（月曜日）
午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

ご注意点

書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

株主総会への出席による議決権行使



開催日時

2024年12月24日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま**会場受付**にご提出ください。

書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された後に株主総会にご出席される場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

インターネットによる議決権行使のご案内



行使期限

2024年12月23日（月曜日）午後5時30分行使分まで

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

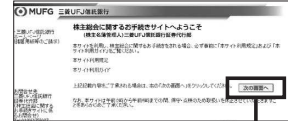


※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

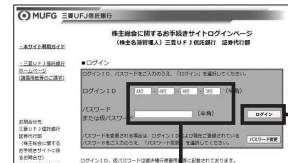
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】 議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクの顕在化による原材料の価格高騰等の影響により、引き続き世界規模の経済への先行き不透明感が強まっております。

建設コンサルタント業界では自然災害リスクに備え、国土強靱化の推進や社会資本老朽化に対する適切な維持管理、長寿命化、更新への急激な対応が求められております。また、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用したインフラサービスの高度化、急速に進む少子高齢化への備えや地域創生への対応、さらには、現在大きな変革期にある国内エネルギーの需要、供給政策への対応など、これまでにないスピードで発展する社会への貢献、コミットが求められております。これらは、いずれも我が国の発展に向けた根幹部分であり、その実現のために建設コンサルタントが果たすべき役割は、ますます大きくなっております。

このような状況の中、公共事業投資額については、安定的に推移しているほか、政府による防災・減災、国土強靱化対策の推進もあり、現在のところ国内公共事業を取り巻く環境はおおむね堅調に推移しております。

上記背景のもと、当社グループにおきましては、2022年11月に公表いたしました中期経営計画「持続成長プラン2025」に基づき、新たな取組みを実施してまいりました。その2年目となる当連結会計年度は、連結売上高は398億14百万円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。また、連結営業利益におきましても、17億90百万円（同37.4%減）となりました。

事業としては、基幹事業である構造、道路、交通・ITS、環境などに加え、災害対応事業、インフラ維持管理や老朽化対策事業、PPP/PFIに代表される地域創生事業、またエネルギー関連事業などに積極的に取り組んでまいりました。

構造事業については、株式会社長大、株式会社ピーシーレールウェイコンサルタントが主に手掛けており、主軸である橋梁設計の他、維持管理や老朽化対策、耐震補強業務等を実施

してまいりました。橋梁点検ロボット(特許取得済)の実用化、高度橋梁監理システム(i-Bridge)の実用化に向けたフィールド実験など、次世代の橋梁管理の技術開発に積極的に取り組んでおります。

社会基盤事業については、株式会社長大、株式会社長大テックが主に手掛けており、道路構造物の維持管理、更新に向けた各種点検業務や道路管理データベース構築業務、交通需要予測や事業評価業務などに加え、自動車の移動情報、挙動情報に関するビッグデータ処理による渋滞や事故評価業務などに取り組んでまいりました。また、モビリティと駅前再開発の融合であるバスタ事業など、新たな都市機能の強化事業についても積極的に取り組んでおります。さらに、ITS・情報/電気通信事業では、新たな自動運転による公共サービスの導入に参画するなど、自社技術の展開による次世代移動支援の実現に向け、グループをあげて取り組んでまいりました。

社会創生事業については、株式会社長大が主に手掛けており、基幹である環境事業の他、PPP/PFIや建築計画・設計等のまちづくり事業に積極的に取り組み、安定的に売上を伸ばしております。環境・新エネルギー事業では、国内外における再生可能エネルギー事業でのコンサルティングに取り組んでまいりました。また、水力、風力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギー発電事業に多く取り組んでまいりました。さらに、現在はデジタル田園都市国家構想において北海道更別村の「北海道更別村SUPER VILLAGE構想」への取り組みを推進しております。その他、数年前から本格スタートした防衛関連事業においても、構造物設計、交通、環境分野から建築分野まで幅広く受注するなど、積極的な展開を図っております。

地質・土質事業については、基礎地盤コンサルタンツ株式会社が主に手掛けており、基幹の地質・土質調査関連事業を基軸に、売上高を安定的に推移することができております。既存の土木インフラに対する地質調査や地盤解析の分野で多くの案件に取り組むとともに、災害からの復興に伴う地質調査・対策工設計などに取り組んでまいりました。また、再生可能エネルギー分野において、複数の洋上風力発電事業や地熱発電事業、災害対策に伴う地質調査・診断などに取り組んでまいりました。

海外事業については、株式会社長大、基礎地盤コンサルタンツ株式会社が主に手掛けており、橋梁設計、施工監理業務、また地質調査などに積極的に取り組んでおります。

上記の各事業を支える業務執行体制面では、効率化施策を着実に実行してまいりました。今後はグループをあげて、更なる効率化やAIを駆使したIT化施策を積極的に実行してまいります。

また、当社では「コーポレートガバナンス基本方針」を公表しておりますが、この基本方針の下、今後もより一層、透明、公正な意思決定を行い、持続的成長に向けた取組みを着実に実施してまいります。

この結果、当連結会計年度における当社グループ全体の業績といたしましては、受注高は442億70百万円（前連結会計年度比13.7%増）、売上高は398億14百万円（同0.0%増）となりました。

利益面では、営業利益17億90百万円（同37.4%減）、経常利益17億56百万円（同45.1%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億90百万円（前連結会計年度は12億3百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

[コンサルタント事業]

当連結会計年度の受注高は425億38百万円（前連結会計年度比17.2%増）、売上高は382億82百万円（同0.5%減）となりました。

[サービスプロバイダ事業]

当連結会計年度の受注高は6億51百万円（前連結会計年度比62.8%減）、売上高は7億65百万円（同0.7%増）となりました。

[プロダクツ事業]

当連結会計年度の受注高は10億81百万円（前連結会計年度比21.7%増）、売上高は7億67百万円（同36.0%増）となりました。

なお、当社連結子会社において、2024年6月17日の内部監査にて、協力会社への委託費について、協力会社の役務提供を受けた案件ではなく、別の案件に計上しているとの指摘を受け、同年8月8日に社外の有識者を含む「社内調査委員会」を設置し調査いたしました。その調査過程で、当社は、さらに高度かつ客観的・中立的な判断が必要との認識に至り、同年9月9日付けで、外部の弁護士や公認会計士で構成される「特別調査委員会」を設置し調査を進め、同年11月26日に本案件に関する調査報告書を受領いたしました。

同報告書を踏まえると、当該不適切な会計処理による過年度の連結計算書類に与える影響は軽微であり、過年度における連結計算書類の訂正は行わないことといたしました。

同特別調査委員会に係る調査費用及び関連する費用等を特別調査費用等として、特別損失に2億52百万円計上しております。同委員会による不適切な会計処理が行われていたことの調査報告、再発防止に関する提言を踏まえて、当社及び当社連結子会社が今後実施すべき

再発防止策について早急に検討し、再発防止のための取組みを確実に実施してまいります。

事業別の受注高及び売上高

事業区分	受注高		売上高	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
コンサルタント事業	42,538	96.1	38,282	96.2
サービスプロバイダ事業	651	1.5	765	1.9
プロダクツ事業	1,081	2.4	767	1.9
合計	44,270	100.0	39,814	100.0

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループ全体で114億円を借入れ、99億66百万円を返済いたしました。

③ 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人などの事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2022年9月期)	第 2 期 (2023年9月期)	第 3 期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売 上 高 (百万円)	37,604	39,812	39,814
経 常 利 益 (百万円)	3,891	3,200	1,756
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円) または純損失 (△)	2,333	1,203	△190
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) または純損失 (△)	261.95	134.74	△21.30
総 資 産 (百万円)	33,463	36,241	37,317
純 資 産 (百万円)	19,839	20,698	20,152
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,242.31	2,325.12	2,236.66

(注) 第1期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第1期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 対処すべき課題

建設コンサルタントを取巻く経営や事業の環境変化は大きく、早期の対応が課題となっております。大きな環境変化とは、①不適切な原価管理等の発生、②ICTの進展とインフラ技術への活用の推進、③頻発する大規模災害へのグループとしての対応、④再生可能エネルギー分野の拡大、⑤地域創生と増大する民間の役割、⑥多様化する海外事業とそのリスク管理、⑦より一層の働き方改革の推進、⑧持続可能なグローバル社会形成への貢献、であります。今後、当社グループは、他社に先んじて上記環境変化に対処してまいります。

①不適切な原価管理等の発生

当社連結子会社である株式会社長大において、2024年6月17日の内部監査にて、協力会社への委託費について、協力会社の役務提供を受けた案件ではなく、別の案件に計上していたことが判明いたしました。このため、同年8月8日に社外の有識者を含む「社内調査委員会」を設置して調査を実施しました。その後、調査を進める中で、さらに高度かつ客観的・中立的な判断が必要との認識に至り、同年9月9日付けで、外部の有識者からなる「特別調査委員会」を設置してさらに深度のある調査を実施し、同年11月26日に本案件に関する調査報告書を受領いたしました。

各種調査の結果、株式会社長大において、原価率調整等のための外注費の付け替えや人工の調整、また、売上の先行計上など、売上額や、利益の計算の基礎である原価を操作するという不適切な会計処理が行われていたこと、また、基礎地盤コンサルタンツ株式会社

においても一部で不適切な会計処理が行われていたこと、これらが過年度においても行われていたことを確認いたしました。

当社は、この事象を重く受け止め、同調査報告書の内容を踏まえ、原価管理等に関するチェック機能の強化やコンプライアンス教育の徹底などの当社及び当社連結子会社が今後実施すべき再発防止策を速やかにとりまとめます。その上で、これらの取組みを確実に実施し、信頼回復に努めてまいります。なお、当社及び当社連結子会社が今後実施すべき具体的な再発防止策は、改めて公開いたします。

②ICTの進展とインフラ技術への活用の推進

質の高いインフラの整備とサービスを実現するために最先端のICTの活用が課題となっております。当社グループも、建設コンサルタントとして様々な関連技術の開発・導入に注力しており、オンデマンド交通支援システムによる過疎地へのモビリティ支援事業（コンビニルの全国自治体展開）や橋梁点検ロボットの開発、特許取得、導入等を実現してまいりました。今後は、i-Constructionの実現に向けた産官学連携、オンデマンド交通支援技術を応用した自動運転の実現に向けた各種実証実験、これらモビリティも含めた将来のまちづくり事業や市場展開などを積極的に進めてまいります。

また、それらの実現に向けては、ICT技術の高度化やイノベーションの強力な推進などが求められますが、新事業開発、技術開発への投資強化、M&Aによる体制強化などの取組みをさらに強化してまいります。

③頻発する大規模災害へのグループとしての対応

2024年1月に発生した能登半島地震をはじめ、地震や台風、豪雨等による自然災害が頻発しております。当社グループは、地域で発生する災害に対応するため、災害対応マニュアルを作成し、迅速な災害対応が可能な体制づくりに努めております。今後も自然災害発生に対して、当社グループ企業間の連携のもと、社会貢献の一環として対応を行い、行政支援や被災地支援を実施してまいります。

④再生可能エネルギー分野の拡大

地球規模での再生可能エネルギーの導入が求められる中、国内では第6次エネルギー基本計画が策定され、2050年「カーボンニュートラル」に向けた対応が明言されております。当社グループは、これまで以上に国内外における再生可能エネルギー事業に積極的に参画し、再生可能エネルギー政策の実現に貢献してまいります。既に、海外では、フィリピン国ミンダナオ島における小水力発電事業の供用開始、国内では山梨県南部町におけるバイオマス発電事業、青森県における風力発電事業、地熱エネルギー開発事業、また洋上風力発電における地質調査に積極的に取り組んでおります。今後は、より一層再生可能エネルギー事業の取組みを拡大してまいります。

⑤地域創生と増大する民間の役割

インフラの整備・維持管理・運営に民間が大きく関与するPPP/PFI事業は、我が国のインフラ整備・運営手法として期待されており、新たなインフラビジネスとして成長を続け

ております。その中で、当社グループは、各種公共施設等におけるPFI手法のアドバイザー業務並びに運営業務について業界でもトップクラスの経験と実績を有しています。さらに、前述の再生可能エネルギー事業との複合展開や、地域創生に向けたPPP/PFI事業への取組みを推進しております。

⑥多様化する海外事業とそのリスク管理

現在、アジア地域を主な市場とする海外事業は、これまでの橋梁設計、監理事業に鉄道関連事業を加えた二本を基幹事業とし、港湾などの埋立て、地盤改良事業、また小水力発電事業や関連する地域開発事業など、多様な展開を進めております。その一方で、感染症リスク、及びロシア・ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクなどにもさらされております。これに対し当社グループにおきましては、安全管理面として、関連情報を迅速に入手し共有するなどグループ子会社等に対する安全対策の強化を図っております。また、事業執行面では、情報の共有や人材の有効活用など、組織を超えてとるべきアクションを迅速に実践する仕組みを構築し、今後の更なるグループガバナンスの強化を図り、着実な海外展開を進めてまいります。

⑦より一層の働き方改革の推進

近年、我が国の産業界全体において、長時間労働の解消やダイバーシティへの対応が課題となっております。当社グループでは、「持続成長プラン2025」の一つに「多様な人材が"働きがい"を持てる職場環境づくり」を掲げております。グループ各社のダイバーシティ推進担当で構成したダイバーシティ推進委員会が中心となって、取組み事例の共有やダイバーシティセミナーの開催など、新たに策定した「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I) 方針」に基づき、持続的な成長に向けて多様性を尊重し協働できる組織風土の醸成や多様な働き方を選択できる制度を整えてまいりました。

具体的な施策として、フレックス制度の導入や育児休暇制度の利用促進を行っております。また、シニア技術者がそれまでに培った経験と技術を長く活かせる仕組みをつくり、実践しております。このように当社グループは、働き方改革を通じ、当社グループの課題解決だけでなく、社会全体への貢献を目指してまいります。

⑧持続可能なグローバル社会形成への貢献

昨今、SDGsに代表される持続可能な社会形成の重要性が増しており、企業にも貢献が求められております。当社グループは、国内事業はもとより海外事業においても、より社会性の高い事業、例えばフィリピン国ミンダナオ島における地域経済開発プロジェクトの経験と実績を活かしながら、多様なフィールドで展開してまいります。

これらを通じ、SDGsの先駆者として、国内外の自然環境と調和した社会基盤整備のための様々なサービス、当社グループ内におけるダイバーシティや脱炭素型経営の推進など、インフラサービスと企業活動の両面で、持続可能なグローバル社会形成への取組みに貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

区分	主要業務	主要な関係会社
コンサルタント事業	<p>橋梁・特殊構造物等に関する調査・計画・設計・施工管理、各種構造解析・実験、CM業務、土木構造物・施設に関するデザイン、道路・総合交通計画・道路整備計画・路線計画・都市・地域計画に関する調査・計画・設計・運用管理、各種公共施設のデータ管理等情報サービス全般、ITSに関する調査・計画・設計・運用管理、港湾、河川防災に関する調査・計画・設計・運用管理、情報処理に関するコンサルティング・システム化計画・設計・ソフトウェア開発・コンテンツ開発・運営・配信サービス、PFIに関する事業化調査・アドバイザリ、環境に関する調査・計画・設計・運用管理、建築に関するコンサルティング・計画・設計、土質・地質調査、基礎構造及び施工法に関する研究・開発、地盤災害に関する防災工事並びに土木工事の設計施工、鉄道に関する調査・分析・企画・計画・設計・施工監理、再生可能エネルギーに関する調査・計画・設計・施工監理・EPC・マネジメント・資金調達コンサルティング・O&Mコンサルティング・アセットマネジメント</p>	<p>(株)長大 基礎地盤コンサルタンツ(株) (株)長大テック (株)エフェクト (株)ピーシーレールウェイコンサルタント (株)ニックス (株)岩手建設コンサルタント KISO-JIBAN Singapore Pte Ltd. KISO-JIBAN (MALAYSIA) SDN.BHD.</p>
サービスプロバイダ事業	<p>道路運営、公共施設の運営、PPP、デマンド交通システム、健康サポート、再生可能エネルギー事業、ファイナンス事業</p>	<p>(株)長大 順風路(株) (株)南部町バイオマスエナジー (株)長大キャピタル・マネジメント C.N.バリューマネジメント(株)</p>
プロダクツ事業	<p>エコ商品販売、レンタル、情報システムの販売・ASP</p>	<p>(株)長大</p>

(5) 主要な営業所（2024年9月30日現在）

① 当社の主要な事業所

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

② 子会社

株式会社長大

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

基礎地盤コンサルタンツ株式会社

本社：東京都江東区亀戸一丁目5番7号

株式会社長大テック

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

順風路株式会社

本社：東京都豊島区東池袋五丁目44番15号

株式会社エフェクト

本社：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号

株式会社南部町バイオマスエナジー

本社：山梨県南巨摩郡南部町大和459-1

株式会社長大キャピタル・マネジメント

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

株式会社ピーシーレールウェイコンサルタント

本社：栃木県宇都宮市元今泉三丁目18番13号

株式会社ニックス

本社：東京都千代田区鍛冶町一丁目5番7号

株式会社岩手建設コンサルタント

本社：岩手県盛岡市中央通三丁目3番2号

C.N.バリューマネジメント株式会社

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

KISO-JIBAN Singapore Pte Ltd.

本社：60,Kallang Pudding Road #02-00

Tan Jin Chwee Ind, Bldg.,Singapore 349320

KISO-JIBAN (MALAYSIA) SDN.BHD.

本社：No.3 Jalan Keneri 17/D, Bandar Puchong

Jaya,47100 Puchong, Selangor Darul Ehsan, MALAYSIA

(6) 使用人の状況（2024年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメント名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルタント事業	1,918名	39名
サービスプロバイダ事業	51名	0名
プロダクツ事業	7名	△1名
全社（共通）	126名	28名
合計	2,102名	66名

(注)1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

2. 使用人数は、パート及びアルバイトを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	28名	41.8歳	8.4年

(注)1. 使用人数は従業員数であり、子会社からの出向者を含めております。

2. 平均勤続年数については、子会社からの出向者の通算の勤続年数を含めております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社長大	1,000百万円	100.0%	コンサルタント事業
基礎地盤コンサルタンツ株式会社	100百万円	100.0%	コンサルタント事業
株式会社長大テック	10百万円	100.0%	コンサルタント事業
順風路株式会社	10百万円	100.0%	サービスプロバイダ事業
株式会社エフェクト	60百万円	100.0%	コンサルタント事業
株式会社南部町バイオマスエナジー	60百万円	77.9%	サービスプロバイダ事業
株式会社長大キャピタル・マネジメント	90百万円	100.0%	サービスプロバイダ事業
株式会社ピーシーレールウェイコンサルタント	30百万円	100.0%	コンサルタント事業
株式会社ニックス	100百万円	100.0%	コンサルタント事業
株式会社岩手建設コンサルタント	10百万円	100.0%	コンサルタント事業
C.N.バリューマネジメント株式会社	5百万円	70.0%	サービスプロバイダ事業
K I S O - J I B A N Singapore Pte Ltd.	500千 シンガポール・ドル	75.6%	コンサルタント事業
K I S O - J I B A N (MALAYSIA) SDN.BHD.	200千リンギット	51.0%	コンサルタント事業

(注) 1. KISO-JIBAN Singapore Pte Ltd.は孫会社であるKISO-JIBAN (MALAYSIA) SDN.BHD.が4.6%出資しております。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	当社における特定完全子会社株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社長大	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号	7,193百万円	17,242百万円

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社13社であります。当連結会計年度の売上高は398億14百万円（前連結会計年度比0.0%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億90百万円（前連結会計年度は12億3百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

当社の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	670
株式会社みずほ銀行	423
株式会社日本政策投資銀行	375
株式会社常陽銀行	307

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 37,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,416,000株 |
| ③ 株主数 | 3,817名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,016	10.97
人・夢・技術グループ社員持株会	905	9.77
平野 利一	280	3.02
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	274	2.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	263	2.84
株式会社三菱UFJ銀行	237	2.57
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED	220	2.38
日本生命保険相互会社	212	2.29
有限会社ピーシー	210	2.27
株式会社みずほ銀行	180	1.94

(注) 持株比率は、自己株式 (154,277株) を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (小数点以下第三位を四捨五入) を記載しております。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数 (百株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	89	5
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、2.(3)②役員の報酬等の内容の決定に関する方針に係る事項に記載のとおりであります。

(3) 会社役員状況

① 取締役状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永 治 泰 司	株式会社長大 代表取締役会長 会長執行役員
取締役副社長	野 本 昌 弘	株式会社長大 代表取締役社長 最高執行役員
取締役副社長	柳 浦 良 行	基礎地盤コンサルタンツ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
専務取締役	井 戸 昭 典	コーポレート・ガバナンス担当 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 取締役
常務取締役	塩 釜 浩 之	経営企画担当 株式会社長大 取締役 常務執行役員 経営企画担当 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	柴 田 尚 規	株式会社長大 監査役 株式会社ピーシールールウェイコンサルタント 監査役
取締役 (監査等委員)	二 宮 麻 里 子	扶桑電通株式会社 社外取締役 (監査等委員) BACeLL法律会計事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	酒 井 之 子	桃山学院大学ビジネスデザイン学部 ビジネスデザイン学科 特任准教授
取締役 (監査等委員)	岡 田 直 子	株式会社ネットワークコミュニケーションズ 代表取締役 一般社団法人オープンソースライセンス研究所 理事 エプリー合同会社エグゼクティブ事業部 プロデューサー 株式会社レトリバ 社外取締役 日特建設株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役二宮麻里子氏、取締役酒井之子氏及び取締役岡田直子氏は社外取締役であります。また、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査等委員柴田尚規氏は以下のとおり、内部統制及び監査に関する相当程度の知見を有しているため、常勤の監査等委員に選定しております。
- 常勤監査等委員柴田尚規氏は、2016年2月から当社の重要な子会社である株式会社長大の内部統制機構の統轄部長として通算5年にわたり内部統制及び監査分野の業務に従事しておりました。また、2021年12月から同社の常勤監査役として同社取締役の職務執行を監査しております。
3. 監査等委員二宮麻里子氏は、弁護士の資格を有しており法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員酒井之子氏は、博士（経営管理）として経営管理分野における相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員岡田直子氏は、長年にわたり会社経営並びに企業広報の専門家として実務に携わり経営分野における相当程度の知見を有しております。

② 役員の報酬等の内容の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年10月27日開催の取締役会において、取締役会の任意諮問委員会である特別審査委員会からの答申に基づき、「取締役の個人別の報酬等の決定方針」（以下、「決定方針」という。）を決議しております。当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、当該決定方針は報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該決定方針の内容は、次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、報酬の決定方法について客観性と透明性を確保することを目的に、決定方針を定めております。その概要は、次のとおりであります。

- ・ 取締役（社外取締役を除く。）の報酬（年俸）は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成します。固定報酬は12等分し月額報酬として支給しております。
- ・ 固定報酬は、基本報酬と取締役手当からなり、取締役の職責と役職位に基づき、基本報酬額は従業員の給与水準も踏まえて決定し、取締役手当は基本報酬額に一定割合を乗じて算出しております。
- ・ 業績連動報酬は、当社は複数の子会社を支配する持株会社であり、営業外投資活動についても責任を有することから、連結経常利益を指標としており、当該連結会計年度における連結経常利益の予算値に対する達成率に応じて業績連動支給率を算出し、固定報酬の相当額に業績連動支給率を乗じることで算出しております。なお、当期の連結経常利益は、予算値2,661百万円に対し実績値1,756百万円で、その達成率は65%でございます。
- ・ 株式報酬は譲渡制限付株式とし、適切なインセンティブとして機能するよう、役位・役割に応じて支給しております。
- ・ 固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の構成割合は、報酬体系が取締役に対する適切なインセンティブとして機能するよう設定しております。
- ・ 株式報酬の算定方法は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると同時に、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬として、役位・役割に応じて譲渡制限付株式報酬を支給しております。譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとする等、株式報酬が適切なインセンティブとして機能するよう、その具体的内容、及び支給時期等を決定し

- ております。
- ・ 監査等委員及び社外取締役の報酬は、その職責を考慮し、基本的に固定報酬（年俸）のみとし、12等分し月額報酬として支給しております。ただし、業績好調時（従業員に決算賞与を支給する場合）には、報酬の2%を業績連動報酬一時金として支給しております。
- . 当該決定方針の決定方法については、報酬等支給基準を定め、当該基準に従い、取締役会が決定いたします。報酬等支給基準は、取締役会の任意諮問委員会である特別審査委員会での審議を経て、取締役会で決議いたします。なお、監査等委員の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から、監査等委員の協議によって決定することとしております。
- b. 取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- イ. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年12月23日に開催の第1回定時株主総会において年額250百万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名です。
- . 監査等委員の報酬限度額は、2022年12月23日に開催の第1回定時株主総会において年額30百万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名（うち社外取締役3名）です。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬額は、2022年12月23日開催の第1回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で年額90百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）、対象取締役へ発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は5名です。

③ 役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	126	83	27	14	5
取締役 (監査等委員。 社外取締役を除く。)	9	9	0	—	2
社外取締役	13	13	—	—	4

(注) 1.報酬等の支給額のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は0円であります。

2.非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。

3.当該株式報酬の交付状況は2.(2)当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役二宮麻里子氏は、B A C e L L 法律会計事務所の弁護士であり、扶桑電通株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役酒井之子氏は、桃山学院大学ビジネスデザイン学部ビジネスデザイン学科の特任准教授であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役岡田直子氏は、株式会社ネットワークコミュニケーションズの代表取締役であり、一般社団法人オープンソースライセンス研究所の理事、エブリー合同会社エグゼクティブ事業部のプロデューサー、株式会社レトリバの社外取締役、日特建設株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 二宮 麻里子	<p>当該事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。</p> <p>取締役会では、積極的に質問するとともに、弁護士としての専門的見地からの発言・提案を行っております。</p> <p>また、当該事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回出席いたしました。監査等委員会では他の監査等委員に対し積極的に質問するとともに、弁護士及び社外の見地から意見を述べております。</p>
取締役 酒井 之 子	<p>当該事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。</p> <p>取締役会では、積極的に質問するとともに、博士（経営管理）としての専門的見地からの発言・提案を行っております。</p> <p>また、当該事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回出席いたしました。監査等委員会では他の監査等委員に対し積極的に質問するとともに、博士及び社外の見地から意見を述べております。</p>
取締役 岡田 直 子	<p>取締役就任後の当該事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>取締役会では、積極的に質問するとともに、会社経営並びに企業広報の専門的見地からの発言・提案を行っております。</p> <p>また、取締役就任後の当該事業年度に開催された監査等委員会10回のうち9回出席いたしました。監査等委員会では会社経営並びに企業広報の専門家及び社外の見地から意見を述べております。</p>

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計としております。

(5) 補償契約の内容の概要

当社は、永冶泰司氏、野本昌弘氏、柳浦良行氏、井戸昭典氏、塩釜浩之氏、柴田尚規氏、二宮麻里子氏、酒井之子氏、岡田直子氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする補償契約を締結しております。

当社は、当該補償契約によって役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該補償契約において主に以下の事項を定めております。

- ・通常要する費用の額を超える部分の費用等は補償しない旨
- ・第三者に生じた損害賠償責任を負う場合の損失のうち、任務懈怠責任に係る部分又は職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合の費用等は補償しない旨

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社、孫会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害等（法律上の損害賠償、争訟費用等）を填補することを目的とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を2024年10月1日に締結しております。

当該保険契約によって役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において主に以下の事項を定めております。

- ・保険期間中における保険金の総支払限度額
- ・私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや犯行為に起因する損害等については、保険金が支払われない旨

なお、被保険者に含まれる当社の取締役に対する当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	25,515	流動負債	11,552
現金及び預金	8,505	業務未払金	2,687
受取手形、完成業務未収入金及び契約資産	14,510	短期借入金	2,100
未成業務支出金	1,768	1年内返済予定の長期借入金	432
原材料及び貯蔵品	320	未払費用	2,259
その他	687	未払法人税等	474
貸倒引当金	△276	未成業務受入金	2,054
固定資産	11,802	賞与引当金	122
有形固定資産	5,105	受注損失引当金	112
建物及び構築物	1,772	特別調査費用引当金	132
機械装置及び運搬具	400	その他	1,175
土地	2,527	固定負債	5,612
その他	404	長期借入金	1,831
無形固定資産	1,366	リース債務	389
ソフトウェア	269	株式給付引当金	93
のれん	934	退職給付に係る負債	2,953
その他	163	繰延税金負債	102
投資その他の資産	5,329	資産除去債務	171
投資有価証券	1,445	その他	69
関係会社株式	388	負債合計	17,164
長期貸付金	156	純資産の部	
繰延税金資産	1,583	株主資本	19,776
その他	1,756	資本金	3,107
資産合計	37,317	資本剰余金	5,307
		利益剰余金	11,827
		自己株式	△466
		その他の包括利益累計額	324
		その他有価証券評価差額金	316
		為替換算調整勘定	45
		退職給付に係る調整累計額	△37
		非支配株主持分	52
		純資産合計	20,152
		負債・純資産合計	37,317

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,814
売上原価	28,570
売上総利益	11,244
販売費及び一般管理費	9,453
営業利益	1,790
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	16
受取保険金	5
受取家賃	15
補助金収入	29
雑収入	47
営業外費用	
支払利息	93
為替差損	25
雑損	33
経常利益	152
特別利益	1,756
固定資産売却益	57
投資有価証券売却益	2
特別損失	
減損損失	548
固定資産除売却損	12
投資有価証券評価損	183
貸倒引当金繰入額	208
特別調査費用	252
税金等調整前当期純利益	1,205
法人税、住民税及び事業税	610
法人税等調整額	914
当期純損失	△94
当期純損失	209
非支配株主に帰属する当期純損失	18
親会社株主に帰属する当期純損失	190

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	2,576	流動負債	771
現金及び預金	1,676	1年内返済予定の長期借入金	366
営業未収入金	279	リース債務	6
未収入金	141	未払金	374
短期貸付金	497	未払費用	0
その他	11	未払法人税等	10
貸倒引当金	△29	その他	13
固定資産	14,665	固定負債	1,586
有形固定資産	1,624	長期借入金	1,409
建物	255	リース債務	6
土地	1,354	繰延税金負債	102
リース資産	11	その他	67
その他	2		
無形固定資産	220	負債合計	2,358
ソフトウェア	175	純資産の部	
その他	45	株主資本	14,576
投資その他の資産	12,820	資本金	3,107
投資有価証券	1,125	資本剰余金	10,622
関係会社株式	10,563	資本準備金	4,864
長期貸付金	1,189	その他資本剰余金	5,758
その他	1	利益剰余金	1,313
貸倒引当金	△59	その他利益剰余金	1,313
資産合計	17,242	配当積立金	100
		繰越利益剰余金	1,213
		自己株式	△466
		評価・換算差額等	307
		その他有価証券評価差額金	307
		純資産合計	14,884
		負債・純資産合計	17,242

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,224
営 業 費 用		1,480
営 業 利 益		744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	15	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	17	
雑 収 入	3	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	29	
雑 損 失	0	45
経 常 利 益		749
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	176	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	100	276
税 引 前 当 期 純 利 益		473
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2	2
当 期 純 利 益		470

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

人・夢・技術グループ株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	平 澤 優
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	小 菅 義 郎
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、人・夢・技術グループ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、人・夢・技術グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

人・夢・技術グループ株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	平 澤 優
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	小 菅 義 郎
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、人・夢・技術グループ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制センターと連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、子会社において不適切な会計処理が行われていることが判明しました。本調査プロセスにつき、妥当性も確認いたしました。これらを踏まえ、当社及び当社関係会社が具体的な再発防止策、内部統制システムの整備・運用の改善及び、コンプライアンス教育に取り組んでいくこととしています。監査等委員会としても、これに基づく改善が確実に実行されることを引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月26日

人・夢・技術グループ株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	柴田尚規
監査等委員	二宮麻里子
監査等委員	酒井之子
監査等委員	岡田直子

(注) 監査等委員二宮麻里子、酒井之子及び岡田直子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置付け、経営成績に応じた株主に対する利益の還元として、継続的かつ安定的な配当に努めます。

当社は、事業投資に備えた内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、より一層の着実な株主への利益還元を実現するため、1株あたり配当額60円と、配当性向35%に基づく配当額の高い方を目安に、2031年までの間、より安定的な配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の業績及び今後の事業展開並びに配当金額の安定性・継続性等を総合的に勘案し、当期の期末配当は以下のとおり1株あたり60円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき60円

総額 555,703,380円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の前身である株式会社長大の2020年12月18日開催の第53回定時株主総会においては、当社が導入していた株式等の大規模買付行為に関する対応策と同等の買収防衛策（以下「当社初期プラン」といいます）を、当社において当社の設立登記日である2021年10月1日付で導入することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、当社の2021年12月22日開催の臨時株主総会においては、当社初期プランと同等の買収防衛策（以下「本プラン」といいます）を継続導入することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

そして、本プランは本定時株主総会終結の時をもって有効期間の満了を迎えることから、本プラン継続の是非について慎重に検討してまいりました。その結果、当社を取り巻く経営環境の変化や企業買収に関する環境変化、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、また、コーポレートガバナンス・コードの浸透といった近年の状況変化を踏まえて、2023年10月31日開催の当社取締役会において、本プランの有効期限である本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続せず廃止することを決議し、同日にこれを開示しております。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行動を行う者に対して、株主の皆様がその当否を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な施策を講じてまいります。

本議案は、上記のとおり本プランを廃止するにあたり、本プランに関する定款第8章（第46条）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第45条 (条文省略)</p> <p>第8章 買収防衛策</p> <p>(大規模買付行為に関する対応策)</p> <p>第46条 当社は取締役会の決議により、当会社の株式の大規模買付け行為に関する対応策(以下「本プラン」という。)を定めることができる。取締役会が本プランを定めたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認を得なければならない。また、株主総会の承認を得た後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において本プランの存続について承認を得なければならず、その後も同様とする。</p> <p>ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されるものとする。</p> <p>2 当社は取締役会が必要であると認めたときは、いつでも取締役会の決議をもって、本プランを廃止することができる。</p>	<p>第1条～第45条 (現行どおり)</p> <p>< 削 除 ></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	 <p>なが や やす し 永 治 泰 司 (1952年2月8日生)</p>	<p>1980年4月 (株)長大橋設計センター (現(株)長大) 入社 2006年12月 同社取締役 上席執行役員 事業推進本部 副本部長兼国際事業部長 2008年10月 同社取締役 上席執行役員 事業推進本部長 2009年12月 同社代表取締役社長 最高執行役員 2020年4月 同社代表取締役社長 最高執行役員 管理本部長 2020年12月 同社代表取締役社長 最高執行役員 2021年10月 当社代表取締役社長 (現任) 2021年12月 (株)長大 代表取締役会長 会長執行役員 (現任)</p>	121,863株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>2021年10月に当社代表取締役社長に就任し、在任期間は本総会終結の時をもって3年2ヶ月となります。</p> <p>1980年に当社の事業子会社である(株)長大へ入社以来、長きにわたり情報事業に従事し、その後、国際事業部長、事業推進本部長、管理本部長を経て、現在は(株)長大代表取締役会長及び当社代表取締役社長を務めております。当社及び(株)長大における豊富な業務経験と経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の 数
2	 の 野 もと まさ ひろ 本 昌 弘 (1959年11月17日生)	1983年 4 月 (株)長大橋設計センター (現(株)長大) 入社 2010年12月 同社取締役 上席執行役員 構造事業本部長 2014年12月 同社取締役 常務執行役員 構造事業本部長 2016年12月 同社取締役 常務執行役員 海外事業本部長 2018年12月 同社取締役 専務執行役員 海外事業本部長 2021年10月 当社取締役副社長 (現任) 2021年12月 (株)長大代表取締役社長 最高執行役員 (現任)	37,875株
(取締役候補者とした理由) 2021年10月に当社取締役副社長に就任し、在任期間は本総会終結の時をもって3年2ヶ月となります。1983年に当社の事業子会社である(株)長大へ入社以来、長きにわたり構造事業に従事し、その後、構造事業本部長、海外事業本部長を経て、現在は(株)長大代表取締役社長及び当社取締役副社長を務めております。当社及び(株)長大における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。			
3	 新 任 の 野 むら ひで お 村 英 雄 (1968年4月15日生)	1994年 4 月 基礎地盤コンサルタンツ(株)入社 2019年10月 同社執行役員 中国支社長 2021年10月 同社執行役員 営業本部長 2021年12月 同社取締役 執行役員 営業本部長 2024年10月 同社取締役 執行役員 副社長 (現任)	4,797株
(取締役候補者とした理由) 1994年に当社の事業子会社である基礎地盤コンサルタンツ(株)へ入社以来、長きにわたり技術系社員として従事した後、執行役員中国支社長として社の発展に大いに貢献しました。現在は、同社取締役副社長を務めており、営業力の増強に注力しております。基礎地盤コンサルタンツ(株)で培った豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の 数
4	 <p>しお がま ひろ ゆき 塩 釜 浩 之 (1963年3月13日生)</p>	<p>1990年9月 (株)長大入社 2016年12月 基礎地盤コンサルタンツ(株) 取締役 (現任) 2016年12月 (株)長大 取締役 上席執行役員 経営企画本部長 2020年12月 同社取締役 常務執行役員 経営企画本部長 2021年10月 当社常務取締役 経営企画担当 (現任) 2021年12月 (株)長大取締役 常務執行役員 経営企画担当 (現任)</p>	24,138株
<p>(取締役候補者とした理由) 2021年10月に当社取締役に就任し、在任期間は本総会終結の時をもって3年2ヶ月となります。1990年に当社の事業子会社である(株)長大へ入社以来、長きにわたり道路並びに環境事業に従事し、その後、経営企画本部長を経て、現在は同社経営企画担当役員を務めるとともに、2021年10月より当社常務取締役経営企画担当に就任し、現在に至っております。当社及び(株)長大における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。</p>			
5	 <p>新任 か とう さとし 加 藤 聡 (1974年4月27日生)</p>	<p>1997年4月 (株)旺文社入社 2004年3月 マッコリーージャパン(株)入社 2008年4月 マッコリーキャピタル証券会社 (転籍) 2009年11月 (株)長大入社 2020年10月 同社執行役員 経営企画本部 エグゼクティブ・マネージャー 2022年4月 同社執行役員 管理本部 副本部長 (経営企画統轄部 統轄部長兼務) 2023年10月 同社上席執行役員 管理本部 本部長 2023年10月 当社執行役員 特命事項担当 (現任) 2023年12月 (株)長大取締役 上席執行役員 管理本部 本部長 2024年10月 同社取締役 上席執行役員 経営管理本部 本部長 (現任)</p>	12,166株
<p>(取締役候補者とした理由) 2009年に当社の事業子会社である(株)長大へ入社し、国内外において既存事業の強化と、新規事業分野への進出やM&A (合併・買収) に従事した後、管理部門や経営企画部門における複数の重職を経て、現在は当社執行役員特命事項担当のほか、(株)長大取締役経営管理本部長を務めております。外資系企業勤務や国際連合欧州本部出向の経験に加えて、国際地域学の博士号を有するなど、グローバルな知見を持つほか、子会社や関係会社の取締役を数多く務めており、当社及び(株)長大における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、人・夢・技術グループ役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 永治 泰司氏、野本 昌弘氏、及び塩釜 浩之氏については、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法定の範囲内において当社が補償することとしています。各候補者が選任された場合は当該契約を継続する予定であります。また、野村英雄氏、加藤 聡氏の選任が承認された場合、同内容の補償契約の締結を予定しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、全ての取締役が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約により補填することとしています。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 株主総会で選任後の取締役・監査等委員のスキル・マトリックス

当社グループは、「人が夢を持って暮らせる社会の創造に技術で貢献する」という経営理念のもと、経営環境の急速な変化に柔軟に対応し、当社グループの持続的な成長に向けて、取締役会の審議を適切に行うために必要な人格・知識・経験・能力を有した人材を、全体的バランスに配慮のうえ選任しています。

取締役会は、当社グループが取り組んでいる課題の「国土」と「地域創生」を実現するため、適切な業務執行の監督機能が発揮されるメンバーで構成されています。

下記の表は、取締役会メンバーが特に有する中核的なスキル・専門性を示しており、当社の取締役会全体として必要なスキルが備わっていると考えています。

氏名	役職 及び担当	出席回数		企業経営	財務会計 税務	法務 リスク マネジメント	技術 イノベー ション・DX	ESG グローバル
		取締役会	グループ連携 推進会議					
永治 泰司	代表取締役 社長	19/19 100%	13/13 100%	○	○		○	○
野本 昌弘	代表取締役 副社長	17/19 89%	11/13 85%	○		○	○	○
野村 英雄	取締役 副社長	2024年 12月就任		○			○	○
塩釜 浩之	専務取締役 経営企画担当	19/19 100%	13/13 100%	○	○		○	○
加藤 聡	取締役 コーポレート・ガ バナンス担当	2024年 12月就任		○	○	○		○
柴田 尚規 ¹⁾	監査等委員	16/16 100%	10/10 100%		○	○		
二宮麻里子	監査等委員 (社外)	19/19 100%	13/13 100%			○		○
酒井 之子	監査等委員 (社外)	18/19 95%	12/13 92%	○				○
岡田 直子 ²⁾	監査等委員 (社外)	15/16 94%	10/10 100%	○				○

1)2023年12月に監査等委員である取締役に就任。

2)2023年12月に監査等委員である社外取締役に就任。

以 上

第3回定時株主総会会場ご案内

会場：東京都中央区勝どき1丁目13番1号
イヌイビル・カチドキ5階 当社 大会議室

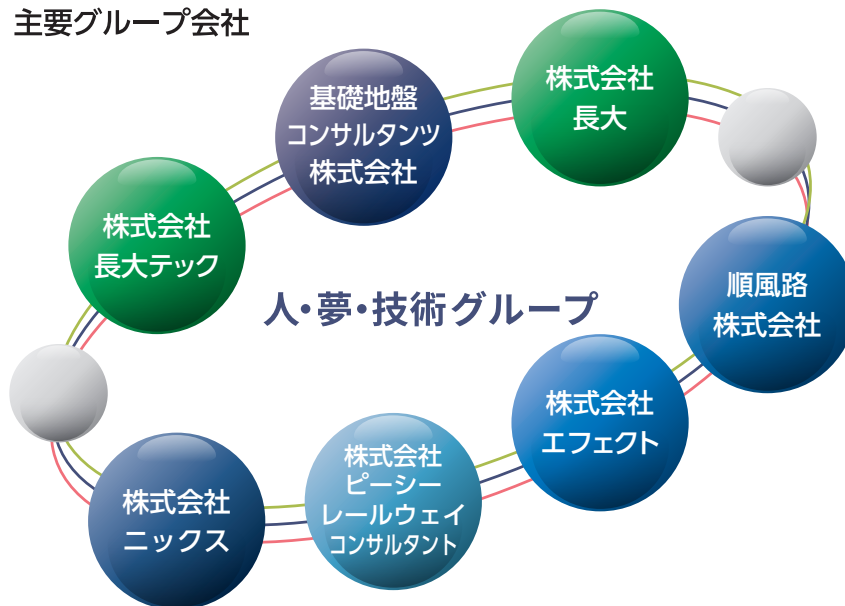
案内図



交通 都営地下鉄大江戸線 「勝どき駅」 出口「A4a」より 徒歩3分
東京メトロ日比谷線 「築地駅」 出口「1または2」より 徒歩11分
東京メトロ有楽町線 「月島駅」 出口「7または10」より 徒歩11分
※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

(本総会に関するお問い合わせ先) 03-3639-3317 (会社代表)

主要グループ会社



株 主 メ モ

- 事業年度：毎年10月1日から翌年9月30日まで
- 定時株主総会：毎年12月
- 基準日 定時株主総会：9月30日
期末配当金：9月30日
- 単元株式数：100株
- 証券コード：9248
- 公告の方法：電子公告

<https://www.pdt-g.co.jp/>に掲載します。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって
電子公告による公告をすることができない場合
は、日本経済新聞に掲載して行います。

- 株主名簿管理人・特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行株式会社
(連絡先)
〒183-0044
東京都府中市日鋼町1-1
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-232-711 (フリーダイヤル)

※住所変更等の各種お手続きについては、口座を開設されている証券会社等にお
問い合わせください。

※支払期間経過後の配当金及び特別口座に記録された株式に関するお手続きにつ
いては、三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。